

平成 16 年度第 2 回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

平成 16 年 12 月 27 日（月）に開催しました都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

記

1. 日 時 平成 16 年 12 月 27 日（月） 14:00～15:40
2. 場 所 パレス神戸（神戸市中央区）
3. 議事要旨

第 1 号議案：東播都市計画道路の変更(3.2.100 号駅前線の変更)

【議案の説明】

駅前線は、明石市の中心市街地において、公園前線との交差点を起点とし、国道 28 号へ至る延長約 570m の幹線道路で、明石公園、明石駅前、国道 2 号、明石港を南北に連絡する市のシンボルロードとして位置づけられている。

本路線の国道 2 号から朝霧二見線までの約 170m の区間は、歩道部における放置自転車が多いほか、本線車道部にバス停が存在するなど交通安全の確保が必要な状況となっている。

今回、明石市の玄関口にふさわしい安全・安心で快適な歩行者空間等の整備について検討するにあたり、平成 10 年 4 月に明石海峡大橋が開通したことに伴い、淡路島との連絡手段が海上交通から大橋利用へと転換が進んでいる状況も踏まえ、当該区間の現況交通量及び将来交通量等を勘案すると、必要な車線数は 2 車線であることから、車線数を 4 車線から 2 車線に変更する。

あわせて、既存の道路区域を有効に活用し新たに駐輪スペースを確保するとともに、バス停の本線車道部からの分離を図る等、利用者の円滑で安全な通行の確保と快適な歩行空間の形成を進め、シンボルロードとしてふさわしい整備を行う。

[概 要]

3.2.100 号駅前線 幅員 30m（4 車線） 延長約 570m

（一部区間における車線数の変更）

【採決の結果】

原案どおり可決

第 2 号議案：ごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について（西宮市鳴尾浜）

【議案の説明】

当該施設については、建築基準法第 51 条ただし書の規定により、特定行政庁である西宮市が、都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可すること

が必要である。

敷地の位置は、阪神電鉄甲子園駅から南東へ約3.4kmに位置する準工業地域であり、周辺は工場等が立地している。

これまで当該施設で実施してきた産業廃棄物の焼却・破碎について、環境負荷の低減を図る観点から、焼却施設を廃止するとともに、破碎施設を更新し、新たに乾燥施設を設置するものである。

[概 要]

位 置	: 西宮市鳴尾浜
面 積	: 約6,600㎡
処理施設及び処理能力	: 破碎施設
	廃プラスチック類 39.4t/日
	木くず又はがれき類 94.0t/日
	乾燥施設
	汚泥 90.9m ³ /日

【主な意見等】

委員から、環境負荷の低減の内容、近隣住民への説明の実施状況及び住民の反応について質問があった。

委員から、搬出入ルートについて質問があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

第3号議案：ごみ焼却場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について
（姫路市飾磨区中島）

【議案の説明】

当該施設については、建築基準法第51条ただし書の規定により、特定行政庁である姫路市が、都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可することが必要である。

敷地の位置は、山陽電鉄飾磨駅から南へ約3.5kmに位置する工業専用地域であり、周辺は工場・倉庫等が立地している。

本施設は、再利用不可能な産業廃棄物を高度処理することにより、埋立てごみの軽減と最終処分場の延命に貢献するために設置するものである。

[概 要]

位 置	: 姫路市飾磨区中島
面 積	: 約5,800㎡
処理施設及び処理能力	: 焼却施設
	廃油 4.27m ³ /日

廃プラスチック類	6 t/日
木くず	18.42 t/日
紙くず	18.42 t/日
繊維くず	7.2 t/日
医療系廃棄物	10.8 t/日

【主な意見等】

委員から、中島地区における産業廃棄物を含むゴミ処理業者数及び施設数について質問があった。

委員から、住民からは十分な説明がなく、また、安全面で心配である、との声を聞いており、反対するとの意見があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

第4号議案：都市計画道路網の見直しに関する基本的な考え方について（答申案）

【議案の説明】

答申素案に係るパブリック・コメント手続で提出された意見等の概要とこれに対する考え方（概要）

意見名：「都市計画道路網の見直しに関する基本的な考え方について」答申素案
 意見募集期間：平成16年10月15日（金）～平成16年11月15日（月）
 意見等の提出件数：236件（203人）

	意見等の概要	意見等への考え方
素案で考慮済みの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路網も根本的な見直しを図らねばならない。道路整備は最低限必要なものに限定する必要がある。 ・必要性の検証にあたって、事業費に関する項目がないが、事業費の観点も必要である。 ・住民との合意形成が強調されているのはなぜか。その具体的な方法はどうするのか。 ・市町合併後の人口推移等が、見直し時期へ与える影響はないのか。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>答申素案は、意見等を既に包含した内容となっている。</p>

素案修正に反映した意見	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の道路整備は、環境への影響、安全・安心の生活等を考慮する必要がある。 ・必要な事業は、実施する方向で検討する必要がある。 	P1の公共事業に関する記述に「地域の環境に配慮しつつ、県民の参画と協働を得ながら、必要な事業は着実に進めていく必要がある」ことを追記。
	<ul style="list-style-type: none"> ・10年以内に事業実施予定の区間を見直しの対象とする必要があるのではないか。 	P6に「既に早期の整備が必要な区間として、社会基盤整備プログラム等に位置づけられている」ことを追記。
	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域マスタープランに、都市計画道路網の見直しの方針の記述がないのではないか。 	P10の記述を「都市幹線街路を廃止しようとする場合には、都市計画区域マスタープラン等の上位計画との整合を図るよう検討する必要がある」に修正。
素案に係る質疑等	<ul style="list-style-type: none"> ・個別路線の具体的な情報を提示せずに、パブリックコメントを実施するのは適切か。 	本答申は、見直しに関する基本的な考え方を示すものである。個別路線の見直しについては、今後、住民合意を図りながら進めていく。
	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定後年数を廃止・存続の判断指標に入れる必要がある。 	長期的視点から必要性が位置づけられており、単に長期未着手という理由のみで廃止することは適切でない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の見直し調査への市町都市計画審議会の関わり方はどうなるのか。 <p style="text-align: right;">など</p>	市町都市計画審議会へは、本答申の素案を既に報告しており、今後も、見直しを検討する箇所の報告を行っていく。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・今回のパブリックコメントの実施方法について 	県の要綱に基づき実施し、さらに市町のホームページも活用して周知を図っている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止となる区間のこれまでの長期にわたる建築制限について 	廃止に向けて検討を進める区間については、廃止する理由を明確にし、住民との十分な合意形成を図ることが必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の道路の計画（山手線、建石線等）について <p style="text-align: right;">など</p>	本答申は、個別の道路の計画に言及するものではなく、見直しに関する基本的な考え方を示すものである。

答申案の概要

1 はじめに

- (1) 社会経済情勢の変化により、都市計画道路網の未整備区間の中には、その必要性に変化が生じているものも潜在的に存在すると考えられる。
- (2) 必要性の失われた都市計画道路を存続させると、土地利用制限を長期に渡り不要にかけ続けると同時に、効率的な道路整備プログラム策定の支障になりかねない。

そこで、長期未着手区間が多く残されている都市計画道路網について、県が見直しを行うにあたり、基本的な考え方を示すものである。

2 見直し対象区域及び対象道路の種別

- (1) 対象区域：県下の都市計画道路が存在する 50 市町（別途見直しの神戸市除く）とすることが適切である。
- (2) 対象道路の種別：幹線街路とすることが適切である。

3 都市計画道路網の現状と課題

- (1) 現状：県内（神戸市除く）の幹線街路の整備状況（H15 年 3 月現在）
県内の幹線街路のうち、約 610km が未整備となっている。
未整備区間のうち、今後 10 年以内に事業実施が見込まれない区間は約 460 km である。
- (2) 課題
今後 10 年以内に事業実施予定のない 448 区間、約 460km のうち、約 6 割にあたる 288 区間、約 290km で何らかの課題を抱えていると考えられる。

4 見直しの進め方

- (1) 見直し対象区間
今回の見直しは、何らかの課題を抱えている 288 区間（290km）を対象に検討を進めることが適切である。
- (2) 必要性の検証方法
 - ・都市計画道路の見直しに際しては、まず、対象区間毎に必要性の検証を行うべきである。
 - ・検証にあたっては、「必要性検証チェックシート」を作成し、検証する理由や、必要性検証指標である「道路密度・配置バランス」、「道路の機能」等について整理することが必要である。

5 見直し方針

- (1) 対象路線(区間)の廃止・存続の方向性
 - ・「道路密度・配置バランス」と「道路の機能」を「廃止」又は「存続」の方向性を判断する際の基準とすることが適切と考える。
 - ・「廃止に向けて検討を進める」路線(区間)は、廃止をしても「道路密度・配置バランス」に問題がなく、各種の「道路の機能」も必要でないものとし、それ以外の場合は、「存続の方向で検討を進める」路線(区間)とすることが適切と考える。
- (2) 「存続の方向で検討を進める」路線(区間)の見直しの方向
「存続の方向で検討を進める」路線(区間)は、「道路ネットワークの連続性」と「将来交通需要と計画車線数の整合性」を判断基準として、「車線数の見直し」、「路線(区間)の追加」、「個別路線(区間)毎の対応」の3つのケースに見直しの方向を区分することが適切と考える。
- (3) 「個別路線(区間)毎に対応を検討する」路線(区間)の見直しの方向
「個別路線(区間)毎に対応を検討する」路線(区間)は、「現在の都市計画どおりに整備

する場合の課題」を踏まえ、「ルートの変更」、「道路区分の変更」、「幅員の変更」、「交差点や他の施設との交差点の区域の変更」、「その他の対応」の各ケースが見直しの方向として想定される。

6 見直しに際しての留意事項

(1) 変更理由の明確化

- ・今回、示されている見直しの方向に沿って、今後、都市計画決定権者が都市計画変更の手続、又は事業者が必要な対応を進めていくことが適当と考えられる。
- ・その際には、見直しの理由を明確にするとともに、都市計画変更の手続を行う場合は、住民参画の手法を検討し、見直しの方向について十分な合意形成を図る必要があると考えられる。

(2) 住民との合意形成

都市計画変更の手続を行う場合は、見直しの理由及び方向を客観的にわかりやすく住民に説明し、十分な理解を得ることが必要と考えられる。

7 おわりに

今回、県が行う一斉見直し以降も、都市計画道路網をとりまく情勢は、今後も変化していくものと考えられる。

都市計画道路網については、今後とも、時代の変化に即応しながら必要に応じて見直しを適宜進めていくべきである。

現時点で「廃止に向けて検討を進める」ことが想定される事例

- 1 戦災復興で計画された区間の位置づけが変化した事例
- 2 当初、幹線道路として計画決定していた区間を歩行者専用道路に変更する事例
- 3 社会経済情勢の変化により、宅地開発が具体化しないことに伴う事例
- 4 歴史的・伝統的建造物や既存町並みの保全に伴う事例

【主な意見等】

委員から、答申案の<都市計画道路網見直しフロー>について、見直し検討箇所を決定するまでの第二次及び第三次調査の段階から住民に情報公開を行うよう意見があった。

委員から、市町及び市町都市計画審議会との連携の状況並びに見直し作業を進める中での事業実施のあり方について質問があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

4 . お問い合わせ先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
都市行政係 078-362-3587

なお、この審議会の会議資料は、兵庫県中央県民情報センターにおいて閲覧することができるほか、議事録(全文)についても、2月中旬頃には同センターにおいて閲覧することができます。